

富士吉田市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現を図り、また、子育て世代が理想の子どもの数を実現できる住環境の整備、地域の防災力の向上、地域の住宅産業の振興等を図るため、「やまなしK A I T E K I 住宅」を建築又は取得するための経費の一部に対し、予算の範囲内で富士吉田市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、富士吉田市補助金等交付規則（平成4年規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第2条第1項の住宅をいう。
- (2) 建築 長期優良住宅法第2条第2項の建築をいい、新築、増築、改築を含む。
- (3) 認定住宅 やまなしK A I T E K I 住宅指針（令和7年3月25日付け建住第5132号、山梨県県土整備部建築住宅課長通知）に定めるK A I T E K I 住宅基準を満たし、やまなしK A I T E K I 住宅認定制度要綱（令和7年3月25日付け建住第5160号。以下「県認定要綱」という。）第3条第3項の認定を受けた別表第1に掲げる住宅をいう。
- (4) 県内事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可のうち建築工事業の許可を受けている建設業者であって、山梨県内に本店を有する者をいう。
- (5) 共同住宅等 共同住宅、長屋、併用住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (6) 子育て世帯等 次に掲げるア又はイのいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 子育て世帯 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯をいう。
 - イ 若者夫婦世帯 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した

年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯をいう。

(補助金の交付対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、一の住宅（共同住宅等にあつては一の住戸）につき、補助金の交付は1回限りのものとする。

- (1) 市内に存する認定住宅であること。
- (2) 県内事業者が建築の工事を施工した認定住宅であること。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住することを目的に交付対象住宅を建築又は取得した者であること。
- (2) 第6条第2項の規定による申請を行う日において、住民基本台帳に記録されている住所が当該申請に係る交付対象住宅の所在地となっている者であること。
- (3) 市税等に滞納がない者であること。
- (4) 富士吉田市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者であること。
- (5) 県認定要綱第3条第4項の規定によるやまなしK A I T E K I 住宅認定通知書（以下「認定通知書」という。）の通知日又は認定住宅を購入した日から起算して6月以内に第6条第2項の規定による申請を行う者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2（ア）欄の区分に応じて、子育て世帯等にあつては同表（イ）欄に掲げる額、子育て世帯等以外にあつては同表（ウ）欄に掲げる額とする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、県認定要綱第4条第1項の確認を求めるよう努めなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、富士吉田市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 富士吉田市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付に関する誓約書兼同意書（様式第 2 号）
- (2) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（様式第 3 号）
- (3) やまなしK A I T E K I 住宅認定通知書の写し
- (4) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
- (5) 認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の許可の通知書の写し
- (6) 振込先口座の情報が分かるものの写し
- (7) 住民票（世帯全員）の写し
- (8) 市税納付済証明書
- (9) 申請者の本人確認書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び補助金の額の確定）

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により適当と認めた場合は、交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、富士吉田市やまなしK A I T E K I 住宅普及促進事業費補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定したときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 8 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 県認定要綱第 8 条第 1 項の認定の取消しがあったとき。
- (4) 認定住宅に係る法令に基づく処分に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、建築又は取得した認定住宅（以下この条において「取得財産」という。）に係る認定通知書の通知日から起算して10年（以下この条において「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の承認を受けようとする場合は、富士吉田市やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業費補助金財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

別表第1（第2条関係）

認定住宅の種類（ブランド名称）	適合状況
やまなしK A I T E K I住宅	K A I T E K I住宅基準1及び2
やまなしK A I T E K I住宅／Z E R O	K A I T E K I住宅基準1から3
やまなしK A I T E K I住宅／F O R E T	K A I T E K I住宅基準1、2及び4
やまなしK A I T E K I住宅／Z E R O ・ F O R E T	K A I T E K I住宅基準1から4
やまなしK A I T E K I住宅リノベ	K A I T E K I住宅基準1及び2
やまなしK A I T E K I住宅リノベ／Z E R	K A I T E K I住宅基準1から3

○	
やまなしK A I T E K I 住宅リノベ／F O R E T	K A I T E K I 住宅基準 1、2 及び 4
やまなしK A I T E K I 住宅リノベ／Z E R O ・ F O R E T	K A I T E K I 住宅基準 1 から 4

別表第 2（第 5 条関係）

(ア) 認定住宅の種類 及び県産木材の使用量の区分	補助金の額	
	(イ) 子育て世帯等	(ウ) 子育て世帯等以外
やまなしK A I T E K I 住宅	40 万円	20 万円
やまなしK A I T E K I 住宅／Z E R O	60 万円	40 万円
やまなしK A I T E K I 住宅／F O R E T	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 30 パーセント以上である場合	60 万円	40 万円
県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 40 パーセント以上である場合	70 万円	50 万円
県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 50 パーセント以上である場合	80 万円	60 万円
やまなしK A I T E K I 住宅／Z E R O ・ F O R E T	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 30 パーセント以上である場合	80 万円	60 万円
県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 40 パーセント以上である場合	90 万円	70 万円

	県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 50 パーセント以上である場合	100 万円	80 万円
	やまなしK A I T E K I 住宅リノベ	60 万円	40 万円
	やまなしK A I T E K I 住宅リノベ／Z E R O	80 万円	60 万円
	やまなしK A I T E K I 住宅リノベ／F O R E T	次のいずれか	次のいずれか
	県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 30 パーセント以上である場合	80 万円	60 万円
	県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 40 パーセント以上である場合	90 万円	70 万円
	県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 50 パーセント以上である場合	100 万円	80 万円
	やまなしK A I T E K I 住宅リノベ／Z E R O ・ F O R E T	次のいずれか	次のいずれか
	県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 30 パーセント以上である場合	100 万円	80 万円
	県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 40 パーセント以上である場合	110 万円	90 万円
	県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、木材使用量の 50 パーセント以上である場合	120 万円	100 万円

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(この訓令甲の失効)

- 2 この訓令甲は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者に係るこの訓令甲の規定は、同日後においても、なお効力を有する。